

京都府テレワーク推進センター設置運營業務に係る事業提案Q&A

| 番号 | 質 問   | 回 答   |
|----|---|---|
| 1  | プレゼンテーションについて、参加人数に制限はありますか。  | 人数に特段の制限はありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響もありますので最小限の人数でお願いいたします。                                  |
| 2  | プレゼンテーションの時間はどの程度でしょうか。   | 参加事業者数により変動の可能性があります、プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分を想定しています。                                   |
| 3  | ITコーディネータや社会保険労務士はセンターに常駐する必要があるのでしょうか。   | センターには責任者とITコーディネータに常駐いただく必要がありますが、社会保険労務士についてはテレワーク等により相談できる体制が整っていれば常駐していただく必要はありません。 |
| 4  | 本事業の予算名や財源はどうなっていますか。   | 予算名は「テレワーク推進センター設置事業費(令和2年度6月補正予算)」となっており、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を想定しています。        |
| 5  | 一般管理費の計上は可能でしょうか。   | 可能です。   |
| 6  | 費用の負担について、賃料は京都府の負担ということですが、光熱水費は事業者負担でしょうか。  | 光熱水費についても京都府が負担いたします。   |
| 7  | 電源の増設やネットワーク工事等を行う場合、費用は事業者負担でしょうか。   | 事業者で負担いただきます。   |
| 8  | 募集要綱の「第7 応募書類」(2)企画提案書の作成方法に、「真に必要な場合を除き、個人の情報やこれを類推できるような事項を記載しない」とありますが、過去の実績等の記載は問題ありませんか。 | 事業者の評価のために必要な実績の記載については問題ありません。   |
| 9  | これまで実施してきた実績等を記載したいのですが、各種資格認定者一覧表等の様式には記載するものがありません。どのように記載すれば良いでしょうか。                       | 企画提案書は任意の様式としておりますので、その中で記載下さい。   |
| 10 | 経済センターの図面等は提供いただけますか。   | 別紙のとおりです。   |

